（別紙）

身体障害者相談員活動状況報告書

年　　月分報告

相談員氏名：　　　　　　　　　　　印

|  |  |
| --- | --- |
| 活　動　日　数　（件数） | 計　　　　日（件） |
| 内訳 | 相談、指導、調査のための訪問又は自宅来訪 | 　　　　　　日（件） |
| 町、福祉事務所等への連絡 | 日（件） |
| 研修、諸会合、行事への参加 | 日（件） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 相談、指導内容 | 件　数 | 備　考（処理方法等を記入） |
| 年金・手当 |  |  |
| 医療・保険 |  |  |
| 施設入所 |  |  |
| 補装具等各種給付 |  |  |
| 就職 |  |  |
| 生活 |  |  |
| その他 |  |  |
| 合　　　計 |  |  |

（注）同じ人に対して２種類以上の問題を取り扱った場合は、それぞれの欄に記入すること。

|  |
| --- |
| 日南町身体障害者相談員証氏　名（相談員氏名）委託期間　　　　　　年　　月　　日から　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日まで　身体障害者福祉法第１２条の３の規定に基づき身体障害者相談員としての業務を委託した者であることを証する。　　年　　月　　日日南町長　　 |

|  |
| --- |
| 日南町身体障害者相談員設置要綱（抄）１　目　的身体障害者相談員（以下「相談員」という。）は、身体に障害のある者の更生援護の相談に応じ、必要な指導を行うとともに、身体障害者地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力、身体に障害のある者に関する援護思想の普及等身体に障害のある者の福祉の増進に資することを目的とする。４　業　務相談員には、次の各号に掲げる業務を委託するものとする。（１）身体障害者地域活動の中核体となり、その活動の推進を図ること。（２）身体に障害のある者の更生援護に関する相談に応じ必要な指導、助言（県の福祉機関、町、障害者地域生活支援センター、民生委員、児童委員等（以下「関係機関」という。）が行う専門的な相談指導を除く。）を行うこと。（３）身体に障害のある者の更生援護につき、関係機関の業務に協力すること。（４）身体に障害のある者に対する国民の認識と理解を深めるため、関係機関等との連携を図って援護思想の普及に努めること。（５）その他前各号に付帯する業務を行うこと。 |